

長野県知事 阿部守一様

公益社団法人長野県社会福祉士会
会長 萱津公子

「社会福祉士が安心して社会的課題に対応できる
保証と『特別手当』の支給」について（要望）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃、県民の福祉の向上にご尽力されていることに敬意を表しますとともに、本会の事業推進にご指導ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの影響下において、私たち社会福祉士は、日々県民の生活と権利の擁護のために尽力しています。そこで、日本社会福祉士会では、そのような社会福祉士を支援するため、要望書「新型コロナウイルス感染症防止に伴う社会的課題への対応について」を厚生労働大臣宛に提出しました（添付資料1）。他方、厚生労働省は令和2年度補正予算として、都道府県等自治体宛に「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和2年5月15日付）を発出し、介護サービス事業所等における人員確保のため「（割増）賃金・手当」等を予算化したと聞き及んでおります（添付資料2）。

新型コロナウイルス感染症に対しては、長丁場での対応が予想され、社会経済活動の再開によって、感染拡大の危険性も絶えません。このような状況においても、社会福祉士はソーシャルワーク専門職として新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者の社会的課題及び生活ニーズに対応し続けてまいります。

つきましては、社会福祉士が持続的に、かつ、安心して社会的課題への対応ができるよう、下記の事項について要望いたしますので実現について格別のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 要望事項

- (1) 国が予算化した「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」の予算化を要望します。
- (2) 当サービス継続支援事業に実施にあたり、衛生用品の購入を進めるほか、「（割増）賃金・手当」の対象として相談援助従事者である社会福祉士等を含めることを要望します。

2 要望の理由

今回の要望事項が実現されることにより、相談援助従事者である社会福祉士等が安心してソーシャルワーク実践に専念できることにつながり、結果として社会的課題等への対応力を高めていくことにつながるものと考えております。

また、特に、医療・福祉従事者等に対する差別や偏見を解消するためにも、より一層のご支援を心よりお願い申し上げます。



公益社団法人長野県社会福祉士会

〒380-0836 長野市南県町 685-2 長野県食糧会館 6階

TEL: 026-266-0294 FAX: 026-266-0339 E-mail: info@nacsw.jp